

動物虐待を見つけたら？

「見つけた状態を写真や動画に撮影し、通報しましょう！！」



ケース1

公園の池のアヒルの背中に矢のようなものが刺さっている。



ケース2

近所の犬が短い鎖でつながればなしで水もない。家主も長期不在のようだ。



ケース3

箱に入った子猫が河川敷などへ捨てられている。



ケース4

立ち上がることもできない狭いケージに入れっぱなしにされた犬が衰弱している。

一般市民も

まずは通報！

獣医師も

いったいどこへ通報すればいいのか良いのか？

110番 警察署、交番

動物虐待の担当部署は生活安全課です。

動物愛護管理法に違反する行為が行われている事実を伝える緊急性がある場合はそれも含めて目の前の状態をそのまま伝える動物の命を救うためには、警察と協働する必要もある(幼猫が捨てられていたら、警察に授乳保育することは困難です)

警察庁作成の対応要領より

- ①早期現場臨場
- ②愛護動物の保護(保健所、動物愛護センターとの連携)
- ③採証活動、目撃者の確保

違反行為があると認められた場合、各警察署はこのように対応するよう指導されています。

通報先はどう動く？

動物愛護センター、自治体の環境衛生課など

- ・目の前の状況が、動物にとって虐待につながる可能性がある、けれども緊急的に動物を救助しなければならないかどうか不明な場合の相談窓口です。
- ・「ネグレクト(給餌、給水等をしないで衰弱させること)」の状況は一見するだけではわかりにくく、行政機関の権限で、立入調査を行い、事実確認のうえ指導などしてもらうことが重要です。

環境省「動物虐待対応ガイドライン」より

- 明らかな虐待行為が認められる場合、行政機関より警察に通報し、捜査に協力するように求められています。緊急性は認められないにしても、飼育環境が劣悪であったり、今後虐待につながる恐れがある場合、以下のような行政指導を行います。
- ・現場確認や聞き取り
 - ・立ち入り検査、勧告、命令
- そして命令に従わなければ罰則があります。

犯罪があると思料するとき、警察は動きます。では、動物虐待の根拠となる法律は？

動物愛護管理法 44条

- 1項…みだりに殺し、または傷つける
「殺傷罪」=ケース①
- 2項…みだりに給餌、給水をしないうで衰弱させるなど「虐待罪」=ケース②・④
- 3項…生命、身体に危険が及ぶ状態に置く
「遺棄罪」=ケース③

このようなケースで、動物虐待(犯罪)が成立する可能性があります

動物虐待事件の対象となる動物は？

- ・犬・猫などの愛玩動物
- ・牛、馬、豚、めん羊、ヤギ、イエウサギ、鶏、イエバト、アヒルなどの家畜
- ・人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類
- ・飼い主のいない野良犬、野良猫も対象

その後、わたしたちどうぶつ弁護団への情報提供もお願いします！



情報提供窓口 (WEB 受付のみ)

どうぶつ弁護団

動物虐待情報受付フォーム▶



団体HP <https://animal-dt.org/>



どうぶつ弁護団